令和８年（フ）第３２１号
埼玉県越谷市北越谷１丁目１番９号　（有）白浜工務店越谷寮104号、申立時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏708番地１
債務者　池田　陽二
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２９号
相模原市中央区矢部新町１番５―211号
債務者　小林　寛司
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４７号
相模原市南区相武台３丁目３番28―101号
債務者　中村　圭佑
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４８号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地９―504
債務者　佐々木進也
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１１１５号
札幌市中央区北４条西20丁目２番７―702号
債務者　川崎　夏子（旧姓藤中）
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２４５号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目１―23　スターライト２―４ビル　401号室
債務者　米澤　　楓
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４５号
札幌市北区北25条西４丁目２番１号　アンフィニー403号
債務者　川原　芳春
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４７５号
札幌市西区琴似４条６丁目５番25号　ローヤルハイツ琴似46―105号
債務者　深浦　想白
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３７号
札幌市手稲区前田２条10丁目３番23―605号
債務者　藤原　　亘
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５０号
札幌市中央区北６条西18丁目１番地20　グランメール北６条108号
債務者　冨安　恭輔
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６７号
札幌市東区北12条東７丁目１番５―514号
債務者　附田　美代
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９９号
北海道千歳市高台１丁目６番16号　第10タウンマンション103号
債務者　柏葉　国雄
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３６号
北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地127
債務者　中田　裕子
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４１号
北海道樺戸郡新十津川町字大和166番地５
債務者　成田　博志
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４２号
北海道樺戸郡新十津川町字大和166番地５
債務者　成田　弘美
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４３号
北海道砂川市西７条南11丁目２番６―13号
債務者　柳　　裕也
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第６号
北海道虻田郡ニセコ町字有島８番地57
債務者　坂爪　梨菜
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第２１２号
北海道旭川市５条通13丁目1082番地の２　ライフサポート豊清水
債務者　高橋　　淳
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで旭川地方裁判所民事部